

# 監査結果に係る措置状況報告書

(令和2年2月)

東大阪市監査委員



東大阪監査公表第11号

令和2年2月26日

東大阪市監査委員

柴田敏彦

同

牧直樹

同

鳴戸鉄哉

同

川光英士

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第12項及び東大阪市監査事務処理規程第29条第1項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により次のとおり公表します。



# 目 次

市 長 公 室	1
經 営 企 画 部	3
消 防 局	7
市 民 生 活 部	9
教 育 委 員 会 社 会 教 育 部	15
学 校 園	23



## 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和元年 12 月 19 日

3. 監査結果に関する報告

平成 29 年 8 月 10 日監報第 2 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

市長公室所管事務

## 市政情報相談課

### 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約金額が500万円を超えているにもかかわらず、調度課の合議がないもの。
- (2) 契約書に暴力団の排除に関する条項が規定されておらず、契約金額が500万円以上の場合に必要とされている誓約書も徴収されていないもの。

### 措置内容

措置済
<p>(1) 調度課の契約事務の手引きを用いて、課内で指摘事項についての確認を行いました。 平成 30 年度契約分より、調度課の合議を設定しております。</p> <p>(2) 令和元年度より大阪弁護士会と協議のもと暴力団の排除に関する条項を契約書に含み、また誓約書も徴収しました。</p>



## 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和元年 12 月 18 日

3. 監査結果に関する報告

平成 29 年 8 月 10 日監報第 3 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

経営企画部所管事務

## 企画室

### 1 地域研究助成金について

当室では、市内に所在する大学等に対し、地域に関連する研究活動等を支援するため、地域研究助成金交付要綱（以下「要綱」という。）を策定し、助成金を交付している。

ところで、当該助成金の対象経費において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 平成 28 年度収支決算書（以下「決算書」という。）によると、「備品費」としてデザイン作成用パソコン（223,452 円）の購入を助成の対象経費とされていた。

パソコンについては、長期間継続して使用し保存することができる物品であり、要綱第 7 条（助成金の使用制限）において「助成金の交付を受けた者は、助成金を地域研究活動等に直接必要な経費にのみ使用しなければならない。」と規定していることから、単年度事業に対する助成金の対象経費としては、適当でないものと考えられる。

適正な事務処理をされたい。

- (2) デザイン作成用パソコンについては、助成金の交付申請に係る計画調書では 120,000 円での購入が計画されていたものの、実績報告書においては、他の対象経費からの振替により 223,452 円で購入されていた。

要綱第 6 条には「交付申請書の内容を変更しようとするときは、あらかじめその旨を記載した書面を市長に提出し、その承認を受けなければならない」と規定されているが、助成金（350,000 円）に対し、約 3 割の対象経費が振り替えられているにもかかわらず、要綱で規定する手続きがなされていない。

適正な事務処理をされたい。

- (3) 決算書によると、「旅費」として神奈川県内の中核市調査に係る交通費等（56,520 円）について、助成金の対象とされていた。

決算書には大学での旅費計算書が添付され、その積算については、学内研究費使用出張として、新幹線のグリーン料金及び日当を含んだものとなっている。

地域研究助成金申請要領では「旅費」について、宿泊代、ガソリン代、交通道路代などを含むとしているが、新幹線のグリーン料金及び日当など各大学の旅費支給基準と当該助成金の対象となる旅費について、明確な基準が設けられていない。

旅費に係る助成金の対象経費を明確にされたい。

## 措置内容

### 措置済

(1)、(2)、(3) について、東大阪市地域研究助成金申請要領にて定め、適切に訂正しました。

## 2 概算払事務について

当室では、会議等に出席するために特別旅費として出張経費の概算払を受けている。

ところで、当該特別旅費の精算については、財務規則第 45 条第 1 項の規定により金額が確定した日から休日を除いて 5 日以内に精算しなければならないが、その精算が遅延している。

適正な事務処理をされたい。

### 措置内容

#### 改善中

5 日以内の精算に努めており、大幅な遅延はないよう処理していますが、一部の精算において遅延があります。今後はより一層の早期作成に努めてまいります。

## 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和元年 12 月 17 日

3. 監査結果に関する報告

平成 29 年 8 月 10 日 監報第 4 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

消防局所管事務

## 総務課

### 消防車両等の入札について

災害対応特殊化学消防ポンプ車、災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材について、予算要望時に複数の業者から徴収した見積書、過去の消防自動車等の購入実績及び他市の導入価格等を参考に、財務規則第 100 条の規定に基づく予定価格を設定し、指名競争入札により、購入している。

ところで、当該指名競争入札結果においては、予定価格内での入札はすべて 1 者のみで、落札率も 99%を超える高い率となっていた。

入札における競争性の確保及び予定価格の積算方法の検証に努められたい。

なお、地方自治法第 234 条第 1 号及び第 2 号の規定では、一般競争入札に対し、指名競争入札、随意契約及びせり売りは、地方自治法施行令にそれぞれ規定する場合に限り、これによることができることされている。

### 措置内容

#### 措置済

様々な観点から入札における各種検証を実施し、公平性及び競争性を確保するため、以前にも増して仕様書の作成について特定の業者のみに限定されないよう配慮しております。また、予算書が一般公開されていることから、細分化していた予算費目等を統合（消防車両購入費、救急自動車購入費及び消防用備品購入費を消防用備品購入費に一本化）することにより、業者が消防車両等の予算額を容易に推測しにくい工夫を行いました。

なお、今後につきましてもご指摘を踏まえ、適切な予算執行を推進してまいります。

## 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和元年 12 月 19 日

3. 監査結果に関する報告

平成 30 年 2 月 13 日監報第 8 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

市民生活部所管事務

## 市民生活総務室

### 市民共済制度に係る加入条件の確認について

当室では、市民生活の安定に寄与することを目的として設けられた市民交通災害共済制度及び市民火災共済制度を所管している。

加入条件は、市民交通災害共済制度では、住民基本台帳に記載されている者とされ、市民火災共済制度では、住民基本台帳に世帯主として記載されている者とされている。

ところで、加入受付や見舞金等の支払の際には、加入条件の適否を口頭でのみ確認している。

加入条件の確認にあたっては、規定どおり住民基本台帳で行うよう徹底されたい。

### 措置内容

措置済
ご指摘を踏まえ、加入条件の適否につきましては、住民基本台帳にて確認を行うよう是正致しました。



## 日下行政サービスセンター

### 出納員事務について

当所長は、出納員として市税、国民健康保険料、使用料、手数料等の収納事務を所管している。

ところで、財務規則第 26 条の 2 において、出納員は、収納金を即日又はその翌日に収納金融機関に払い込まなければならないと規定されているが、払い込みが遅延しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

### 措置内容

措置済
適正に事務処理を執行しています。

## 市民室

### 契約事務について

賃貸借契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約締結起案において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を行うとされているものの、競争入札を実施できない具体的な理由が記載されていないもの。
- (2) 契約金額が 500 万円以上の契約については、履行保証保険証書の提出があった場合や本市外郭団体等で契約を履行しないおそれがないと認められるときなどを除き契約保証金を徴収する必要があるが、契約保証金を免除しているもの。

### 措置内容

#### 措置済

- (1) 平成 30 年度の契約については競争入札を実施したところ、入札参加事業者が 1 社のみとなり不調になったことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約を締結いたしました。

令和元年度の契約については、競争入札を実施できない理由を記載の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結いたしました。

- (2) 平成 30 年度の契約については、契約金額が 500 万円未満であり、かつ、契約の相手方の財政状況及び他自治体との契約履行状況等に鑑み、東大阪市財務規則第 117 条第 3 号の規定により契約保証金を免除いたしました。

令和元年度については、契約金額が 500 万円以上の契約であるところ、履行保証保険証書の提出があったことから、東大阪市財務規則第 117 条第 1 号の規定により契約保証金を免除いたしました。

## 市民課

### 自動車臨時運行許可事務について

当課では、自動車の検査・登録及び車両整備などの回送を行う場合の特例措置である自動車臨時運行許可事務について、自動車臨時運行許可事務取扱要領（以下「要領」という。）を作成し、事務を行っている。

ところで、当該事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 要領においては、臨時運行登録業者のうち2年間自動車臨時運行許可を得ていない場合は、次年度以降の利用を確認するため毎年度4月初旬に継続通知を送付するとされているが、登録業者の過去2年間の利用実績の確認が行われておらず、継続通知が送付されていない。

要領に沿った適正な事務処理をされたい。

- (2) 利用者は、有効期間終了後5日以内に許可証と許可番号標（仮ナンバープレート）を返納することとされているが、督促や催告を行っているにもかかわらず、長期間にわたって返納されていないものが見受けられた。

未返納分の許可番号標については、不正利用のおそれもあることから、早期の回収に努められたい。

### 措置内容

#### 一部措置済

- (1) 継続通知の送付については、平成30年4月1日付け要領改正（第2章第3節の削除）を行いました。
- (2) 未返納分の許可番号標については、現在、電話や文書による督促及び催告を行っています。今後も、要領に基づき、早期回収ができるよう取り組みます。



## 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市教育長 土 屋 宝 土

2. 通知を受けた日

令和元年 12 月 19 日

3. 監査結果に関する報告

平成 30 年 3 月 26 日監報第 15 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

教育委員会事務局社会教育部所管事務

## 社会教育課

### 貸出図書について

貸出図書のうち、3 図書館 2 分室及び移動図書館を合わせた未返却本は、平成 30 年 2 月末現在 4,674 冊となっている。

図書館の管理運営については、平成 28 年度より指定管理者制度を導入しており、未返却者に対しては、指定管理者による電話やはがきでの催促、一部利用制限、返却場所の増設などの対策を講じているが、依然として未返却本の解消には至っていない。

当課においては、周辺自治体の状況等を勘案し、利用条件の見直しを検討するなど、指定管理者と十分に連携し、未返却本の解消に努められたい。

### 措置内容

#### 改善中

未返却本がある利用者に対し、電話やはがき等で、早期返却のお願いをし、インターネット予約のさいに、未返却本がある利用者は、延滞本の返却があるまで、予約制限を設ける等をしており、平成 29 年度より未返却数は、556 冊減少しており、引き続き、図書館資料の未返却解消に向け、利用者に一層のご理解及びご協力を得られるよう周知を図ってまいりたいと考えています。

## 青少年スポーツ室

### 1 スポーツ施設等の使用料の出納事務について

スポーツ施設情報システム（オーパス）により施設利用を申請した場合における使用料は、1 か月分を口座振替により、翌月に出納員名の預金口座に入金されている。出納員は、当該預金口座から出金して市へ払い込むこととなっており、口座振替できなかった場合は再度翌月に口座振替することとなっている。

ところで、口座振替が不能となった収入未済金が発生している。滞納一覧により管理はなされているが、後日、納付されるまで調定されないため、収入未済金として計上されていない。

収入未済金として管理するよう検討されたい。

### 措置内容

改善中
滞納者については、2 回目の口座引落とし不能後に調定を行い適正な処理を行っていきます。

## 2 青少年の遊び場の設置事務について

当室では、青少年の健全育成及びスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、昭和54年9月1日に青少年の遊び場設置要綱（以下「要綱」という。）を制定し、その用地確保に努めている。

青少年の遊び場の設置にあたっては、土地所有者の厚意により空地の提供を受ける市と、土地所有者が土地使用貸借契約（以下「貸借契約」という。）を締結するとともに、設置希望者は運営委員会を組織し、その運営及び維持管理を行うこととされている。

また、青少年の遊び場が設置された土地の固定資産税及び都市計画税は、要綱において免除することとされている。

ところで、当該事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 貸借期間終了後、更新契約の締結を保留したまま、引き続き青少年の遊び場として使用され、固定資産税及び都市計画税が免除されているもの。
- (2) 行政委員会等補助職員専決規程では、不動産の借入れに係る決裁については財務部長の合議を行うよう規定されているにもかかわらず、合議が行われていないもの。
- (3) 要綱及び貸借契約書では、運営委員会等に対し青少年の遊び場の使用状況や管理運営状況について報告を求める規定がなく、設置目的に沿った使用がなされていなかったもの。
- (4) 市と土地所有者の貸借契約締結起案の決裁日が、契約締結日以後となっているもの。
- (5) 貸借契約書第4条第2項では、市が契約更新を希望するときは、貸借期間満了の2か月前までに書面でその旨を申し入れるとしているものの、期限を越えて申入れを行っているもの。
- (6) 要綱第4条では、「青少年の遊び場にかかわる固定資産税・都市計画税は免除するものとする。」としているものの、貸借契約書第8条では、固定資産税の免除についてのみ規定しているもの。



## 措置内容

### 一部措置済

(1) 更新契約を保留していた2件のうち、1件は更新契約を締結し、その後事業を終了しました。残る1件は更新契約が保留となっていました。すでに事業を終了しております。

(2) 不動産の借入れに係る決裁の際の財務部長の合議については、今後同類の事案の際には適正な事務処理を行ってまいります。

(3) 契約期間内は、実地調査等で使用状況や管理運営状況を把握し、設置目的に沿った使用がなされているかを確認してまいります。

(4)、(5) 適正な事務処理ではありませんでした。契約締結案件については、今後適正な事務処理を行ってまいります。

(6) 適正な事務処理ではありませんでした。契約書の規定については、関係法令等を鑑みて適正な事務処理を行ってまいります。

なお、青少年の遊び場については、契約期間を満了したものより随時事業を終了しており、本年末ですべての事業を終了する予定としております。

## 荒本青少年センター

### 公有財産の管理について

当センターが所管していた公有財産である土地の一部については、平成 18 年度に他部局へ移管している。

当該土地について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 財務規則第 140 条において、各部等の長は、公有財産台帳を調整し、その実態を明らかにしておかなければならないと定められているが、記載事項の更新が行われていない。

台帳の整備を行い、適正な管理に努められたい。

- (2) 当該土地に設置されている電柱 2 本について、移管された後も当センターが行政財産目的外使用許可を行っている。

適正な事務処理をされたい。

### 措置内容

措置済
<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 公有財産台帳につきましては、記載事項を更新いたしました。</li><li>(2) 平成 30 年度より建設局において、行政財産目的外使用許可を行っています。</li></ol>

## 荒本青少年運動広場

### 契約事務について

契約書において、暴力団の排除に関する条項が記載されていないものが見受けられた。

契約締結に際しては、暴力団排除条例に基づき暴力団の排除に関する措置が必要であり、適正な事務処理をされたい。

### 措置内容

措置済
<ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="256 618 1374 656">1 施設機械警備業務委託契約については、平成 31 年度において措置いたしました。</li><li data-bbox="256 683 1385 786">2 夜間照明設備保守点検業務委託、スコアボード保守点検業務委託契約については、平成 30 年度において措置いたしました。</li></ol>



## 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市教育長 土 屋 宝 土

2. 通知を受けた日

令和元年 12 月 19 日

3. 監査結果に関する報告

平成 30 年 3 月 26 日監報第 16 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

学校園

### 消防施設の整備について（施設整備課所管）

学校園の消防施設については、定期的に消防署の立入り検査を受けている。

ところで、平成 29 年 8 月に行われた立入り検査において、不良、不備の指摘を受けた消防設備について、整備が行われていないものが見受けられた。

子どもたちの安全、安心な教育環境のためにも、消防施設の早期整備に取り組まれない。

（楠根中学校）

### 措置内容

措置済
平成 29 年 8 月実施の消防立入り検査で指摘された消防設備につきましては、改善いたしました。今後も予算確保に努めて、消防設備の改善を図ってまいります。